

「令和元年度市川市指導監査等実施方針」

児童の安全と適正な施設の運営を担保するため、関係法令及び条例等に基づき、次の重点事項を中心に指導監査を実施いたします。

1 適正な施設・事業運営の確保

- ①開所時間帯における職員（主に保育士）の配置は適正であるか。
- ②所長設置加算や、主任保育士専任加算等における職員の配置は適正であるか。
- ③子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止に関してマニュアル等が整備されているか。また、事故発生時の原因究明を十分行い、職員の協力体制のもと事故の再発防止策が講じられているか。
- ④地震、火災、風水害及び不審者等に対する非常時対応マニュアルを整備し、職員に周知され、共通認識が持たれているか。また、職員が緊急時に具体的な対応ができるよう訓練を行うとともに、緊急時の連絡体制等が保護者へ周知されているか。
- ⑤施設長や多くの職員が替わる場合に、保護者への事前説明を行い、意見を聴く機会を設けるなど、保護者との信頼関係を構築するための対応が適切に行われているか。
- ⑥職員等の給与は、就業規則や給与規程等、適正な手続を経た根拠に基づき、勤務実態に即して支給されているか。
- ⑦重要事項説明書等による説明などを行い、利用申込者の同意を得ているか。特に、保護者から費用を徴収する場合は、保護者に対して金額の算定根拠等を事前に丁寧に説明を行うとともに同意を得ているか。
- ⑧施設において備えておくべき書類が適切に整備できているか。
- ⑨保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。また、保護者等からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、対応しているか。

2 適切な教育・保育の提供と支援の確保

- ①睡眠中の事故防止について、全ての睡眠時間帯で適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行っているか。
- ②全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、担当職員が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴、経験及び発達過程に留意しつつ、教育・保育の継続性が保てるよう十分な引継ぎがなされているか。
- ③教育・保育要領や保育指針に基づいた指導計画等や施設の種類ごとに必要な計画が適切に作成されているか。また、計画に基づいた教育・保育の提供や支援が実施されているか。児童の適性やその特性等を踏まえた個別支援計画等が適切に作成され、支援等が実施されているか。
- ④提供する特定教育・保育又は特定地域型保育の質の評価を自ら行い、常に改善を図っているか。
- ⑤子どもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設備や環境を整え、保健的環境を維持しているか。また、感染症等が発生又はまん延しないよう予防対策を講じるなど衛生管理に努めているか。
- ⑥園外活動時の事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認が出来ており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。

- ⑦プール活動・水遊び時の事故防止のため、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えをしているか。
- ⑧給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ⑨アレルギー疾患を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応が行われているか。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携した体制構築など安全な環境の整備が行われているか。

3 実施方法

①一般監査

民間保育施設については、概ね全施設において実施する。

②特別監査

法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったと疑うに足りる理由があるときに特別監査を実施する。